

# 諸外国の行動制限等の現状について(4/29 17:00 更新・調査中)

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
米国	<p>○連邦政府は、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発出(4月30日まで)</p> <p>○各州及び各自治体(郡市)において、例えば以下のような措置を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レストラン・バー等の店内営業禁止(持帰り等に限る)</li> <li>・ 必要不可欠ではない業態のビジネス(興行等)の閉鎖指示</li> <li>・ 集会・イベントの禁止等</li> </ul> <p>○連邦政府が新型コロナ感染拡大抑制のための外出規制の緩和に関する連邦ガイドライン(「アメリカ再開ガイドライン」(Opening Up America Again))を発表(4月16日)。</p> <p>※ガイドラインでは、3段階で規制緩和等を進めることとされ、それぞれの段階に進むための基準及び各段階における個人、雇用者等がとるべき行動や各州が果たすべき主要な責任について規定。</p> <p>※判断は各州知事。</p> <p>※最初の段階に入るための基準は、インフルエンザやコロナウイルスの症状及び検査結果が14日間減少すること等。</p> <p>※連邦ガイドラインによらず、ジョージア州、オクラホマ州他複数の州において独自に一部営業再開。</p>	<p>○全州・全自治領等で3月16日以降、順次、学校閉鎖を実施。少なくとも124,000の公私立学校の5,510万人に影響</p> <p>○うち43州、ワシントンDC及び4自治領は今年度末(8月末)までの閉校を命令又は推奨</p>	<p>○連邦政府による非常事態宣言(3月13日)</p> <p>○連邦政府は、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発出(4月30日まで)(再掲)</p> <p>○全州による非常事態宣言等の発出</p> <p>○各州・自治体による自宅滞在命令の発出(42州3郡10市、ワシントンDC及びプエルトリコ)</p> <p>○国務省による全ての海外渡航の中止勧告(3月19日)</p> <p>○連邦政府による全州・自治領等に対する大規模災害宣言</p> <p>○34州・自治領において、国内旅行の制限を命令又は推奨</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
英国	<p>○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表(3月13日)</p> <p>○大規模イベントに対する政府の不支持を表明(3月16日首相会見)</p> <p>○パブ、レストラン、劇場等の3月20日夜からの閉鎖(3月20日首相会見)</p> <p>【スコットランド】</p> <p>・500人以上の集会禁止(3月16日～)</p>	<p>○イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖(3/20～)(北アイルランドの児童生徒は3/18～、教職員は3/23～)</p> <p>※ただし、医療職員等主要労働者の児童生徒のためには学校継続</p>	<p>○単身の有症状者は、7日間自宅待機(3月12日「自宅待機ガイドライン」、3月16日更新)</p> <p>○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請(3月16日首相会見)</p> <p>※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請</p> <p>○NHSイングランドが、高リスク者150万人に12週間の外出自粛を個別勧告(3月22日)</p> <p>○全ての国民に自宅待機を指示。生活必需品の購買、在宅ではなし得ない業務の通勤等のみ許される。加えて、以下指示(3月23日～)(4月16日にさらに少なくとも3週間の延長を決定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居しない家族や友人に会わないこと</li> <li>・必要不可欠でない商品を扱う店舗、図書館、遊び場や屋外ジム、礼拝所の閉鎖</li> <li>・同居家族を除いて2人よりも多い人数(3人以上)による公共の場の集会禁止</li> <li>・葬儀を除き、結婚や洗礼その他の儀式を含む社交場の行事を停止</li> </ul> <p>※違反には警察が罰金・解散命令</p> <p>○不要不急の全海外渡航の自粛を要請(3月17日)</p> <p>○海外渡航中の英国人に対し、直ちに帰国するよう要請(3月23日)</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
カナダ	<p>○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実際に導入するかどうかは各州政府が決定 例：250人以上のイベント中止要請(ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州等)</p>	<p>○全州及び全準州で3月14日以降、順次、学校閉鎖を実施。</p> <p>○ケベック州は5月11日以降、小学校・保育施設を再開予定(モントリオール大都市圏は5月19日以降)</p>	<p>○クルーズ船への乗船中止要請(3月9日連邦外務省)</p> <p>○不要不急の海外渡航に対する中止要請(3月13日連邦外務省)</p> <p>○州政府による非常事態宣言等の発出：オンタリオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州(3月17日)</p> <p>○国内線・国際線(10席以上)／都市間鉄道(通勤鉄道は除外)について、エアライン／鉄道会社に対し、搭乗／乗車前に健康チェックの実施を義務付け。有症状者の搭乗／乗車を拒否。(3月30日)</p> <p>○旅客定員12名以上の商用船について観光目的での使用の禁止(4月6日)</p> <p>○入国者について、自己隔離計画を示せなければ、ホテル等での自己隔離を義務付け(4月14日深夜)</p> <p>○航空旅客に対し、空港チェックポイント等でのマスク着用を義務付け(鉄道・バス、船舶の旅客に対しては要請)(4月20日)</p>
スペイン	<p>○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業を一時的に停止(3月14日～5月9日)(4月25日まで延長されていたが、さらに2週間期間を再延長(4月18日))</p>	<p>○全州の大学以下の教育機関の休校措置</p>	<p>○全ての不要不急の移動を制限(必需品の購入、通院等を除く)(3月14日～5月9日)</p> <p>○必需品販売店・重要インフラ等真に必要な分野に従事する者以外は3月30日～4月9日の間、有給休暇の取得義務(3月29日)</p> <p>○14歳未満の散歩等が一部解禁(4月26日)。</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
フランス	<p>○100人以上の集会を禁止(3月15日～5月11日)  ※公道や私的な場所での10人以上の集会を禁止(5月11日～)(4/29首相演説(以下、※部分は同じ))  ※大型フェスティバル・スポーツイベント等は9月まで禁止</p> <p>○大衆向け施設(レストラン、飲料提供店、美術館等)の受入れを禁止(3月15日～5月11日)</p> <p>○屋内外の市場を閉鎖(食品市場は地域事情を踏まえ対象外となりうる)(3月24日～5月11日)  ※レストラン、カフェ等を除き、商業施設は5月11日以降再開可能。大型ショッピングモール(40,000㎡以上)や市場も再開可能だが、地域の判断で閉鎖も可能  ※図書館、小規模な美術館等は再開可能だが、大型美術館・博物館、映画館、コンサートホール等は引き続き閉鎖</p> <p>○3月22日に予定されていた市町村議会選挙の決選投票を延期</p> <p>○3月11日以降原則禁止とされていた高齢者施設への外部からの訪問について、面会場所・時間・人数・年齢制限なども設けつつ再開(4月20日)</p>	<p>○子どもの受入れ施設・教育機関(①保育所、小中学校、高校、②高等教育機関)を一時受入停止。  (①3月16日～。5月11日以降段階的に再開、②3月16日～夏)  ※幼保・小学校は5月11日以降、中学校は5月18日以降再開可能(受入人数制限あり)。高校・高等教育機関は引き続き受入停止</p>	<p>○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定を創設し、「衛生緊急事態」を宣言することで、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行使可能に。また、違反者の罰則強化(従来、公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあったが、より明確化するもの)</p> <p>○自宅外の移動を禁止(必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要)(3月17日～5月11日)  ※証明書類なしで自宅から100km圏内は移動可能、100km以上や県域をまたぐ移動は引き続き規制(5月11日～)  ※公共交通機関の利用時はマスク着用を義務化(5月11日～)</p> <p>○クルーズ船の寄港を禁止(3月15日～5月11日)</p> <p>○本土と海外の領土との間の民間航空機での移動を禁止(3月24日～5月11日)</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
ドイツ	<p>○3月22日から5月3日まで以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独全土において、全ての飲食店、商店、文化施設等の閉鎖(個人が自宅で飲食するための料理の販売は例外。800㎡以下の商店等については4月20日以降、衛生措置をとることを条件に段階的に営業可)</li> <li>・グループによるパーティーは、公共の場所か私的な空間(住居)かを問わず許容されない。違反行為には罰則</li> <li>・公共交通機関利用や買い出しの際にマスク着用を強く推奨</li> <li>・大規模イベントは少なくとも8月31日まで禁止</li> </ul> <p>○5月4日以降の詳細は後日首相と州首相が協議の上決定。</p>	<p>○全州の教育施設(学校、幼稚園等)の休校措置(最長で3月16日～5月3日)。5月4日以降段階的に再開される。</p>	<p>○独全土において、接触制限(公共空間において他人と1.5m以上の距離を取るとともに、同居家族以外の2人を超える集まりを禁止)を5月3日まで適用する(3月22日)</p> <p>○観光目的での外国渡航中止を勧告(3月17日)</p> <p>○私的な旅行(地域をこえた国内旅行、日帰り旅行を含む)や、親族訪問を含めた訪問全般を控えるよう要請。</p> <p>○各州における公共交通機関、小売店等でのマスク着用義務。</p> <p>※義務の生じる場所、違反した場合の反則金の扱い等は各州や自治体により異なる。</p>
スイス	<p>○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種(ヘアサロン等)を閉鎖(テイクアウト食品店等は対象外)(3月17日～4月26日)(当初4月19日までであったが、1週間期間を延長(4月8日))</p> <p>○4月27日以降については、規制を段階的に緩和(4月16日)</p> <p>美容室、マッサージ店、花屋、無人洗車場、食料品店における非生活必需品の販売等を再開予定。</p> <p>○連邦議会は開催中の上下両院による春会期中断を決定(3月15日)</p> <p>○公私を問わず、全てのイベントを禁止(近親者の葬式を除く)(3月16日)</p>	<p>○小学校以降の教育機関を閉鎖(全国5月10日まで)</p> <p>○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断</p>	<p>○大統領による非常事態宣言(3月16日)</p> <p>○社会生活で人との距離を保つよう要請</p> <p>○ラッシュ時通勤の回避・テレワークを推奨</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
韓国	<p>○国立公園などの屋外分散施設について段階的に運営を再開</p> <p>○宗教施設、室内体育施設、遊興施設等への運営自制勧告</p> <p>※遊興施設をやむを得ず運営する場合、防疫指針の遵守を要請（4月24日）。</p>	<p>○幼稚園、初・中等学校の新学期始業日を延期(4月9日以降、順次、オンラインで始業開始)</p> <p>○保育園の休園期間を延長(～5月5日)</p>	<p>○中央災難安全対策本部は、「集団防疫基本指針(案)」(4月22日)及び「生活ディスタンスの集団防疫細部指針素案」(4月24日)を公開</p> <p>○社会距離の確保(Social distancing)を集中的に実施(3月22日～5月5日)。連休を含む1週間についても、社会的距離の確保の徹底を要請(4月27日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期</li> <li>・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制。</li> </ul> <p>※ただし、連休に当たり、やむを得ず旅行する際は、最小限の家族単位とし、密閉空間等の訪問の自制及び訪問時のマスク着用や手洗いの徹底等を要請（4月27日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退勤後は直ちに帰宅</li> <li>・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制</li> </ul>